

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社オプティマスグループ		コード	9268
提出日	2020/6/24	異動（予定）日	2020/6/24	
独立役員届出書の提出理由	独立役員である長谷川康司氏、岩岡廣明氏、金子好宏氏が2020年6月24日の当社第6回定時株主総会において退任することに伴い、新たに長崎伸郎氏、布施伸章氏を独立取締役として指定するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）											異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし	
1	縄野克彦	社外取締役	○														○		有
2	伊藤真弥	社外取締役	○														○		有
3	長崎伸郎	社外取締役	○														○	新任	有
4	布施伸章	社外取締役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	交通関連の事業、行政、法務及び組織運営に関する高い知見を活かし、当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。 上記の理由により、当社は、縄野克彦氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外取締役として選任しております。
2	該当事項はありません。	弁護士としての企業法務分野における豊富な実務経験と高い専門的知見を活かし、当社社外取締役として取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として当社経営の透明性・公正性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。 上記の理由により、当社は、伊藤真弥氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外取締役として選任しております。
3	該当事項はありません。	自動車製造業・損害保険業において、豪州・欧州での勤務も含めた人事・経理・関連事業管理・内部監査等の管理業務に従事し、また経営者としての経験も豊富であり、幅広い経験で培ったバランス感覚と監査業務を含めた高い見識を有しています。 上記の理由により、当社は、長崎伸郎氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外取締役として選任しております。
4	該当事項はありません。	長年にわたる監査法人での会計監査業務経験に加え、日本の会計基準の策定に関与し、また公認会計士及び中小企業診断士としての優れた専門性を以て、企業会計面に留まらず多くの企業の健全運営に貢献しています。 上記の理由により、当社は、布施伸章氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外取締役として選任しております。

4. 補足説明

<p>当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」は以下のとおりです。</p> <p>1. 次のいずれにも該当しないと判断される場合に独立性を有しているものと判断しております。</p> <p>(1) 当社又は当社の現在の子会社の従事者及び出身者 ① 当社又は当社の現在の子会社の業務執行者又はその就任の前10年間に於いてそうであった者（注1） ② その就任の前10年間に於いて当社又は当社の現在の子会社の非業務執行取締役（業務執行取締役に該当しない取締役をいう。以下同じ。）、又は監査役であった者であって、当該非業務執行取締役又は監査役への就任の前10年間に於いて当社又は当該子会社の業務執行者であった者</p> <p>(2) 大株主・主要株主の関係者 ① 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。）、又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の役員及び従業員又は最近5年間に於いてそうであった者（注2） ② 当社が現在主要株主である会社の役員及び従業員</p> <p>(3) 主要な取引先 当社又はその子会社の主要な取引先（直近事業年度又は先行する3事業年度のいずれかにおける年間連結総売上高の2%以上の支払いをしているもしくは支払いを受けている取引先。）又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者</p> <p>(4) 相互派遣・相互就任の役員 当社又はその子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の役員及び従業員</p> <p>(5) 多額の寄付先 当社又はその子会社から一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行者</p>

(6) 主要な借入先

当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその親会社若しくは重要な子会社の役員及び従業員又は最近3年間に於いてそうであった者 (注3)

(7) 役員報酬以外の多額の金銭の支払いを受けているアドバイザー

① 現在当社又はその子会社の会計監査人である公認会計士(若しくは税理士)又は監査法人(若しくは税理士法人)の関係者又は最近3年間に於いてそうであった関係者のうち、当社又はその子会社の監査業務を実際に担当(但し、補助関与は除く。)していた者(現在退職又は退所している者を含む。) (注4)

② 上記の①に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社又はその子会社から、過去3年間に平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者

③ 上記の①又は②に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社又はその子会社を主要な取引先とするファーム(過去3事業年度の平均で、その連結総売上高の2%以上の支払いを当社又はその子会社から受けたファーム。)の関係者

(8) 近親者・同居の親族

「1」で考慮されている事由に当てはまる配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

2. 前項のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、社外取締役選任時に、当社の業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることが期待できる理由を対外的に説明のうえ、当該人物を当社の独立役員とすることができるものとしております。

3. 当社において、現在独立取締役の地位にある者で、独立取締役として再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えないことを要するものとしております。

以上

注1:「業務執行者」とは、業務執行取締役、理事(業務執行に当たる者に限る。)、執行役員、支配人その他の使用人をいう。

注2:「役員及び従業員」とは、取締役、監査役、会計参与、執行役員、理事、執行役員又は支配人その他の使用人をいう。

注3:「主要な借入先」とは、当社又はその子会社が借入れを行っている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属するものをいう。)であって、その借入残高が当事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える金融機関グループをいう。

注4:「関係者」とは、社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の種類についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の間相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。